

喜多方市運輸業等事業継続支援交付金交付要綱

令和4年11月10日制定

(趣旨)

第1条 原油価格・物価高騰の影響が拡大している貸切バス事業者・タクシー事業者・自動車運転代行業者・トラック運送事業者の事業継続を支援することを目的とし、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及び喜多方市運輸業等事業継続支援交付金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事業者

貸切バス・タクシー事業者、自動車運転代行業者及びトラック運送事業者

(2) 交付金

事業者の車両維持に要する経費の一部を助成するため、事業者に対して交付する支援交付金

(交付金の交付対象事業者)

第3条 交付金の対象事業者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 貸切バス事業者・タクシー事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、市内に本社又は営業所がある事業者

(2) 自動車運転代行業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、市内に本社又は営業所がある者

(3) トラック運送事業者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ市内に本社又は営業所がある事業者

(交付金の交付対象事業者の要件)

第4条 交付金の交付対象要件は次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 交付金の交付申請時点で事業を継続している事業者

(2) 次のいずれにも該当しない事業者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(3) その他、市長が適当でないと認める者

(交付対象車両)

第5条 交付対象車両は、次に掲げる事項のうち(1)から(3)までのいずれか、かつ(4)及び(5)の両方に該当するものとする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて一般旅客自動車運送事業（民間救急車両は除く）を行い、市内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両（市から負担金又は補助金を受けて運行している車両は除く。）

(2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、市内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両

(3) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ市内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両

(4) 事業用自動車として国土交通省東北運輸局福島運輸支局長に届出がされており、交付金の申請時点で保有している車両（令和2年3月31日付け国土交通省自動車局通知「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」又は令和2年4月16日付け東北運輸局自動車交通部旅客第二課長事務連絡「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」に基づき臨時休車を行った車両も対象とする。）。

(5) 自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内となっている以下の車両

ア 貸切バスとして使用される車両

イ 乗用タクシー・ハイヤー車両として使用される車両

ウ 自動車運転代行事業の随伴車として使用される車両

エ トラック運送事業として使用される車両（三輪の軽自動車及び二輪の自動車は除く。）

(交付金の交付額)

第6条 支援交付金の交付額は次の各号に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(1) 貸切バス

前条(5)アに該当する車両の支援金の額は、交付対象車両1台につき5万円を乗じて得た額とする。

(2) タクシー・ハイヤー

前条(5)イに該当する車両の支援金の額は、交付対象車両1台につき2万5千円を乗じて得た額とする。

(3) 自動車運転代行

前条(5)ウに該当する車両の支援金の額は、交付対象車両1台につき7千5百円を乗じて得た額とする。

(4) トラック

前条(5)エに該当する車両の支援金の額は、交付対象車両1台につき1万円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第7条 交付対象者が交付金の交付を受けようとするときは、令和4年11月15日(火)から令和5年2月15日(水)までに、以下の関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 事業者を証明する書類(許可書、認定証)の写し(写真可)
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 対象登録車両一覧表(様式第3号)
- (5) 対象登録車両の自動車検査証の写し(「使用の本拠の位置」が喜多方市内であるもの)
- (6) 「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」又は「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に基づき臨時休車を行った車両においては、福島運輸支局に提出した休車リストの写し
- (7) 振込口座が分かる通帳の写し(金融機関名、本支店名、口座種別、口座番号、口座名義人の記載部分)

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により交付金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付決定及び額の確定又は不交付決定を行い、交付申請を行った交付対象者に対し通知するものとする。

(交付金の支払)

第9条 市長は、前条による交付金の交付決定及び額の確定を行った場合は、交付対象者に交付金を支払うものとする。

(申請を取り下げることができる期日)

第10条 規則第8条第1項の別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 交付金の交付の目的に著しく反する行為があったとき
(交付金の返還)

第12条 交付金の交付を受けた交付対象者は、前条の規定による取消しを受けたときは、速やかに交付金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第13条 交付対象者は、当該交付金に関する関係書類（申請書に添付した書類を含む。）を、交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(立入検査等)

第14条 市長は、交付金の交付業務の適正を期するため、必要があるときは、交付金の交付を受けた者に対して報告させ、又は補助事業者はその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(監査)

第15条 市長は、交付金の交付を受けた者に対し、必要に応じ、監査を実施することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。